

## ニコニコひろがる！「ひまわりのはな運動」実施要項

### (1) 事業目的

就学前の子どもを対象に、人権の花（＝ひまわりの花）の栽培活動を通して、子どもの豊かな人権感覚を育てていくことを目的とする。

### (2) 趣旨

人権のシンボルであるひまわりの花栽培活動（種まき⇒水やり⇒種とり）の体験を通して、幼少期の発達段階の中で、生命（いのち）を大切にする豊かな人権感覚「友たちと協力する楽しさ、育てる喜び、生命の不思議さ・愛おしさ・大切さ」を育てていく機会とする。

### (3) 事業年度

一施設一年の単年度事業とし、2023年（令和5年）～2026年（令和8年）の4か年継続して実施する。

### (4) 対象

朝倉地区内の幼稚園、保育園（所）を対象に希望をとり、希望があった施設について順次、予算の範囲内で配付施設数を決定する。

### (5) 事業内容

配付が決定した幼稚園、保育園（所）に次の①～⑤を配付し、各施設の行事等に併せて種まき、栽培などの取組みを進めていただく。

①プランター ②ポスター ③ステッカー ④ひまわりの種 ⑤栽培用土

### (6) 事業報告

各団体が、作業をしている場面または、咲いた花との集合写真を提出していただき、朝倉市・東峰村・筑前町の施設にて掲示し取組みの報告とする。

### (7) プランター配付予定数

①園児数	50名未満	(配付数	3個)
②園児数	50名以上100名未満	(配付数	5個)
③園児数	100名以上	(配付数	8個)

### (8) 事業実施スケジュール

5月中旬	事業実施施設に配付
5～6月頃	ひまわりの種まき（園庭、プランターなど）
7～9月頃	ひまわりのお世話（水やり、草とり、支柱立てなど）
10月頃	ひまわりの種とり

### (9) 年度毎の事業実施団体

別表に記載